

**令和4年度 松山広域福祉施設事務組合
会計年度任用職員（フルタイム介護員）採用試験実施要領**

令和4年3月8日

松山広域福祉施設事務組合会計年度任用職員（フルタイム介護員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	勤務場所	職務
介護員	3人程度	(1) 久谷荘（松山市恵原町甲940番地） (2) みさか荘（松山市恵原町甲1000番地） (3) 江南荘（松山市恵原町甲880番地）	入所者の介護業務等

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験科目、試験日時等

試験科目	試験日時
口述試験（個別面接）	(1) 月の1日から15日（消印有効）までに申込みをした方に対し、当月下旬に採用試験を実施します。 (2) 月の16日から末日（消印有効）までに申込みをした方に対し、翌月上旬に採用試験を実施します。

（注）申込受付後、試験日時及び試験会場の詳細を通知します。

4 受付期間等

受付期間は、令和5年2月15日（水）までです。

（祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、令和5年2月15日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。

（注）受付後、随時試験日時等を決定し、採用試験を実施しますが、採用予定人数分の採用者が決定した時点で受付を終了します。

5 申込方法

市販のA4判（A3判2つ折り可）の履歴書に必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼って、松山広域福祉施設事務組合事務局（松山市役所第四別館4階）に直接提出し、又は簡易書留（封筒の表に「フルタイム介護員採用試験申込み」と朱書き）で郵送してください。

6 採用予定日

この試験の合格者は、松山広域福祉施設事務組合会計年度任用職員（フルタイム介護員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、欠員が生じた場合に、原則として、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。

7 地方公務員法の適用

この試験に合格して採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されることとなります。

具体的には、同法第31条（サービスの宣誓）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）、第35条（職務に専念する義務）、第38条（営利企業への従事等の制限）に規定する義務が課せられるとともに、同法第29条（懲戒）の規定が適用されますので御注意ください。

(注) 兼業は、組合長の許可を受けない限り、することができません。

8 勤務条件

(1) **勤務時間等** 勤務時間等は、勤務場所及び勤務形態（普通勤務又は交代制勤務）に応じ、次の表のとおりであり、原則として、1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。

勤務場所	勤務形態	勤務時間
久谷荘	普通勤務	9時15分～18時00分（土曜日・日曜日・祝日は休み）
	交代制勤務	①7時00分～15時45分 ②9時15分～18時00分 ③15時15分～翌日10時00分
みさか荘	普通勤務	9時15分～18時00分（土曜日・日曜日・祝日は休み）
	交代制勤務	①7時00分～15時45分 ②9時15分～18時00分 ③15時15分～翌日10時00分
江南荘	普通勤務	9時15分～18時00分（土曜日・日曜日・祝日は休み）
	交代制勤務	①6時30分～15時15分 ②9時15分～18時00分 ③15時15分～翌日10時00分

(注) 上記の勤務時間には休憩時間を含んでいます。

(2) **給与等** 次のとおり支給します。給料の支給日は、原則として、毎月21日です。

給料	諸手当
月額165,800円～184,100円 (令和4年3月1日現在)	通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、退職手当（6箇月を超えて勤務した場合に限る。）等

備考 給料の額は、本組合の職員としての経験を一定の基準で換算して決定します。

(3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(4) **任用期間** 令和5年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和7年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

(5) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(6) **保険等** 健康保険（全国健康保険協会又は愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険

※1 令和4年10月から制度改正により愛媛県市町村職員共済組合に加入するため、健康保険が愛媛県市町村職員共済組合に変わる予定です。

※2 6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。

(7) **兼業** 任命権者の許可を受けない限り、兼業をすることはできません。

(注) 勤務条件は改定される場合があります。また、必要に応じて勤務場所を変更する場合があります。

9 注意事項

(1) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。

(2) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。

(3) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに松山広域福祉施設事務組合事務局にお問い合わせください。

<申込先 及び 問合せ先>

〒790-0003 松山市三番町六丁目6番地1（松山市役所第四別館 4階）
松山広域福祉施設事務組合事務局 電話 089-948-6416